
平成25年第1回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成25年3月4日(月)

1. 議事日程第2号

平成25年3月4日(月) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第2号から議案第20号、議案第28号から議案第34号、諮問第1号)

第2 予算特別委員会の設置について

第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第2号から議案第20号、議案第28号から議案第34号、陳情3件)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第2号から議案第20号、議案第28号から議案第34号、諮問第1号)

日程第2 予算特別委員会の設置について

日程第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第2号から議案第20号、議案第28号から議案第34号、陳情3件)

出席議員(16名)

1 番	廣 澤 俊 幸	2 番	大 谷 徹 子
3 番	宿 利 忠 明	4 番	石 井 龍 文
5 番	中 川 英 則	6 番	菅 原 一
7 番	河 野 博 文	8 番	尾 方 嗣 男
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣
11 番	宿 利 俊 行	12 番	清 藤 一 憲
13 番	藤 本 勝 美	14 番	片 山 博 雅
15 番	繁 田 弘 司	16 番	高 田 修 治

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 大 蔵 順 一

議事係 長 小 野 英 一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 朝 倉 浩 平

副 町 長 小 幡 岳 久

教 育 長 秋 吉 徹 成

総 務 課 長 帆 足 博 充

まちづくり
推 進 課 長 麻 生 太 一

環境防災課長兼
基地対策室長 中 島 圭 史

税 務 課 長 帆 足 浩 一

福祉保健課長 日 隈 桂 子

住 民 課 長 本 松 豊 美

建設水道課長兼
公園整備室長 平 井 正 之

農林業振興課長兼
農 業 委 員 会
事 務 局 長 梅 木 良 政

商工観光振興
課 長 村 木 賢 二

会計管理者兼
会 計 課 長 横 山 弘 康

人権同和啓発
センター所長 山 本 五十六

教育総務課長 穴 本 芳 雄

学校教育課長 米 田 伸 一

社会教育課長兼
中央公民館長兼
わらべの館館長 河 島 公 司

行 政 係 長 石 井 信 彦

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第 1 議案質疑

○議 長（高田修治君） 日程第 1、これより議案質疑を行います。

議案集 2 ページです。

議案第 2 号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第 2 号の質疑を終わります。

次に、議案集 4 ページです。

議案第 3 号、玖珠町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

11 番宿利俊行君。

○ 1 1 番（宿利俊行君） 11 番宿利です。

これは新型インフルエンザに対する本部を設置するという条例なんですが、業務の内容はどのようなことをなさるのかお聞きしたい。

○ 議 長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○ 福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。

基本的には、災害対策本部と類似する形の体系をとるわけなんですけれども、指揮系統が感染症に関するものですので、以前、新型とは別に牛の感染症がありました。その折にも家畜保健所と連携して体制をとらせてもらったことがあるんですけれども、それに類似する形で、今回は新型のインフルエンザの場合は、本町において災害対策と同等の本部を設け、また、一番身近な保健所との連携、医師との連携というところが主な本部体制になってきます。

それには、各部署に新型インフルエンザの対策に関する計画書がございまして、その中に本町の全ての庁内の関係各課が何を担うかということを明記させていただいております。その総指揮をとる本部ということになります。

以上です。

○ 議 長（高田修治君） 11 番宿利俊行君。

○ 1 1 番（宿利俊行君） これは極めて低レベルな質問になりますけれども、この新型のインフルエンザは、昨年の暮れから、また今日に至っても流行がおさまっていないというようなことなんです。

したがって、まず、12 月から 1、2、3 カ月間の町内の患者数、それから、医療費はどのくらいかかっておるのか、わかっておれば説明ください。

それから、新型インフルエンザは、私はむしろ今度本部が設置できれば、法定伝染病に、これは国が規制すべきではないかなというような気がするんですよ。ですから、法定伝染病をなぜ私が言うかというと、法定伝染病が出たときは、すぐ隔離をするんです。ですから、蔓延を防ぐというか、そういうこと。

それから、さらに法定伝染病に指定すると、国費、ほとんど 99% 国が費用を見るわけですね。ですから、今、国保あたりが非常に厳しい財政状況の中で、そういったことを考えられないか。考えられないかというよりも、そういったことを国に制度を働きかけたらいかかかなと思うわけなんですけれども。

○ 議 長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○ 福祉保健課長（日隈桂子君） 2 点ございます。

1 点は、新型のインフルエンザは今流行しておりません。いわゆる通常のインフルエンザは蔓延しているんですけれども、A 型から B 型に今移っていますけれども、その患者数そのものは定点数では

ありますが、少しその件に関しては後ほどお答えさせていただきます。

ただ、新型インフルエンザに関しましては、これは世界的な大変な感染源になるものですので、既に法定伝染病で、特定の新型インフルエンザに関する法もできておりますし、それぞれの部署で、どのような防疫がなされるかということも明記してございます。もちろんそれに関する予算的なものも既に整っております。今回は、うちの場合も、計画書に基づいて4年前に策定してあるんですが、本部対策というのが、21年のときに出了た新型は弱毒性のウイルスであったために、そこまで緊急性がなかったんですが、それにもかかわらず、本部会議はしました。

この新型インフルエンザの災害本部というのは、強毒の場合に関して、再度確認するというところで条例に掲げたところです。既にございます。

以上です。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案集6ページです。

議案第4号、玖珠町E C Oライフセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案集9ページです。

議案第5号、玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番 繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 15番 繁田です。

莫大な資料をいただきました。これをかいつまんで説明するとどうということかということでお尋ねします。

○議 長（高田修治君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 大変済みません。数人の方にそういう意見を言われております。

実際には、条例ですので全て書かせていただいたんですが、地域密着型サービスに関しては、平成18年4月1日から既に上位法として国のほうで制定されております。地域密着型そのものは、地域で身近な場所で住み慣れたところから通える範囲、また施設から通所だとか、ヘルパーだとか、そうい

うサービスが受けられるようにということで、地域密着型というのができたわけなんですけれども、今回さらに地域に根差し、また、地域密着型だけが、市町村に例えば施設を設置する場合の権限があるわけです。認可権が。それで、第5号のほうでは、そのうちの施設に関して介護度があるんですけれども、要支援の1、2と介護1から5までありますが、そのうちの介護の1から5に該当する方を対象にする場合の法でございます。

次の法案には、介護予防に関するほうの基準が書いてあります。これは全て町が行うということで市町村が基軸になった条例になっております。既に今施設つくられているほうは、上位法のもとに子どもが査定させていただき、県の監査と同時に遂行させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 15番 繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） おおまかなことはよくわかりました。

私、今度一般質問で高齢者福祉について質問いたしますので、また議案集にしっかり目を通して質問させていただきます。わかりました。

○議長（高田修治君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案集96ページです。

議案第6号、玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第6号の質疑を終わります。

次に、133ページ。

議案第7号、玖珠町町道の構造の技術的基準等に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案集148ページ。

議案第8号、玖珠町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案集161ページです。

議案第9号、玖珠町営住宅等整備基準条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案集165ページです。

議案第10号、玖珠町手数料条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案集169ページ。

議案第11号、玖珠町使用料条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案集174ページです。

議案第12号、玖珠町障害者介護給付費等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案集175ページ。

議案第13号、玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案集177ページ。

議案第14号、玖珠町森林とのふれあい施設の設置に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案集178ページ。

議案第15号、玖珠町特別小口融資損失補償条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案集179ページです。

議案第16号、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） これは具体的にどのような改正なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） お答えいたします。

これは公営住宅法施行令の変更に伴います条例の一部改正でありまして、内容的には、条の中の項の変更等で、具体的な内容の変更は伴いません。

以上です。

○議長（高田修治君） いいですか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案集180ページです。

議案第17号、玖珠町都市公園条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案集183ページです。

議案第18号、玖珠町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

○議長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） この改正は、私立幼稚園の学校給食ということでありますけれども、これは具体的に4月から実施されるのか、この改正によって。

それともう一つは、例えば私立幼稚園はカトリック幼稚園になると思うんですけれども、この子たちの、要するに就学前の5歳児が対象であると思うんですけれども、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

そして、また給食の料金について、これは一般の町営の幼稚園の子供と給食料金は一緒なのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） ただいま3点のことについてお答えします。

現在、4月より実施の方向で関係幼稚園と今協議中でございます。その中には、給食費の問題も協議中でございますが、私立幼稚園も町立幼稚園も私どもとしては給食費は同じ額というふうに考えております。

それから、もう一点でございますが、5歳児のみの対象ということで、先方のほうもそのように考えておられるようですから、そのように私どもも考えております。

以上でございます

○議長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） この私立幼稚園にも学校給食をということで、本当にこれは全国津々浦々、いろんな取り組みが行われているようでありますけれども、なかなか私立幼稚園の学校給食というのは余りないと思うんですよ。そういうことで、非常に町長初め執行部は本当に英断をされたと、それとともに、また文教民生常任委員会の方々が、いろいろ骨折りをいただいたということで、こういう条例改正に結びついたということに対して大変にすばらしいことだなと、これは私の質疑ではないかもしれませんが、こういうことが条例にこれから成立する。本当にありがたいことだと思っております。

○議長（高田修治君） ほかに18号の質疑はありませんか。

10番松本義臣君。

○10 番（松本義臣君） 関連でございます。それで給食人員が大体どのぐらい増加するのか。それと給食調理員さん、現場、そちらの方の対応は増加しない方がいいのか、その2点お願いします。対応できるんでしょうかということです。

○議長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 十分対応ができる状況でございます。

〔「何食ふえるか」と呼ぶ者あり〕

○教育総務課長（穴本芳雄君） 数はちょっと私も今記憶にございませんので、申しわけございません。

○議 長（高田修治君） それでは、次に議案集184ページです。

議案第19号、玖珠町立幼稚園、学校遠距離通園通学費補助に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） これ幼稚園児をこの中に組み込むということで条例の改正のようでございますが、私のほうで何度か一般質問やったことがあるんですが、遠距離通学の3キロ以上、幼稚園児が小学生と同じ3キロ、その辺で譲歩してスクールバスはフリーバスみたいに、2キロでも、1キロでも乗せるようにしたらどうですか。今、子供が少子化の中で、やはり大変な家庭のところもあると思いますよ。それから、かわいそうです。冬の寒いのにバスの停留所まで、うちの例をとると、大野原の郵便局のところ、あそこまで出てきて乗る子供、それから、その地域の子供は乗れないのです。そのバス停の近くの子供は乗れないのです。奥の子供が歩いてきてあそこから乗る。そんなふうなことをしないで乗せる。それから、フリーバスのように、近くの1キロ以内の子供でも乗れるようにしたらどうですか。大方、どこそこに降りなさいというようなことをして。幼稚園の子供は特にといます。そこら辺の考えはないですか。

○議 長（高田修治君） 穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） お答えします。

今回の改正につきましては、幼稚園児を含むということで、小学校と同じ距離ということにさせていただきましたが、今、議員おっしゃられたことにつきましては、今後、まだまだいろんなところで検討しなきゃならない部分であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 前向きなご答弁だと思いますが、これはできるだけ早くそういったことを考えてください。新年度からできるようにしたほうがいいんじゃないかと私は思います。

今日、この条例を提出されたんですが、6月議会でも、そういった方向がとれるようによろしくお願いしたい。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案集186ページです。

議案第20号、玖珠町と大分県下市町との証明書等の交付等に係る事務委託に関する協議について、

質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第28号から議案第34号までの7議案は、平成25年度玖珠町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります。

審査につきましては、予算特別委員会を設置し、付託いたしたいと思いますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

穴本教育総務課長。

○教育総務課長（穴本芳雄君） 先ほどの松本議員の私立幼稚園の数ですが、今回は25名程度というふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（高田修治君） それでは、最初に、議案第28号、平成25年度玖珠町一般会計予算について質疑を行います。

別冊となっておりますので、お出してください。

2ページ、第1表歳入歳出予算から、44ページ、22款町債までの質疑を行います。広範にわたりますので、もし質疑のある方はページ数と款項目をはっきり言ってから質問をお願い申し上げます。

2ページから44ページ、歳入一括です。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 次に、45ページ歳出から最後まで行きます。

質疑ありませんか。

10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） それでは、107ページです。

6款農林水産業費です。6款2項2目の16原材料、工事請負費の4,510万、この件でありますけれども、まず、1点目は平成24年度の事業で8,000万ぐらいの当初予算を計上しておったと思います。

そして、その中で半分ぐらいの補助金、国からの補助金ということで、補助金ができなかったということで、四千四、五百万ぐらいの事業費になったと思います。

しかし、それぞれの町の中での現場というのは、非常に大変シカとイノシシに苦勞しておるわけにありますけれども、そういうことで、それから、あと私が産建の委員会のほうに入っておりませんので、わかりませんので、その後、町の事業対応ではなくて、ほかの事業団体のほうで事業したという

ようなことを聞いたわけでありますけれども、そこいらの状況で、どのくらいの事業が実施されたのか1点であります。

2点目は、今年25年度は、こういうふうには4,500万上げておりますけれども、この4,500万の中で、どのくらいの申請の部分が終わるのか、残りが何件くらいになるのか、自治区単位、どのくらいになるか、その2点をお願いしたい。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） お答えいたします。

まず、平成24年度までの実施状況でございますが、昨年、23年度に鳥獣対策事業の交付金事業があるということで、町内の方に要望を調査しまして、全地区で25地区の方が要望に来まして、予算の関係上、全地区ができないということで抽選会をしたところでございます。

抽選会におきまして、25地区の順番が決定されました。その後、先ほども松本議員さんが言われたように、24年度につきましては、国の交付金事業で7地区、延長で約2,400メートルを整備したところでございます。

その後、昨年末だったと思います。国の緊急補正予算がつきまして、事業名としましては、鳥獣防止対策緊急整備事業というような形で予算のほうの内示を受けました。その時点で、県内で町の予算に交付金を繰り入れて事業実施を行っている町は玖珠町だけでございまして、他の地区につきましては、鳥獣被害対策協議会のほうが、国からの直接の予算を繰り入れまして事業実施をしております。

そういう流れで、12月の分につきましては補正予算等には間に合わないため、産業建設委員会のほうで鳥獣被害対策関係につきまして事業説明し、今回につきましては、緊急策としまして、鳥獣対策協議会のほうで予算をつけ、町内の要望箇所について事業実施していくというような形をとったところでございます。

事業の内容につきましては、町内の10地区を延長で約33キロ、5,000万円の事業に取り組んでおります。

今後の見通しでございますが、全体で現在町内144キロ、要望額としましては2億500万円でございます。先ほども申したとおり、24年度の交付金、さらには補正予算の緊急整備事業で整備しておりますので、現在残りの地区が24地区になります。延長としましては86キロ、事業費で1億2,000万円程度残っております。今年で要求でございます4,500万円をしておりますが、昨年度並みという形で要求しているところでございます。

○議長（高田修治君） 10番松本義臣君。

○10番（松本義臣君） 状況はわかりました。

それで非常にこの事業は進んで事業の終わったところはいいです。しかし、それから、外に追い出されたイノシシとかシカが非常にその事業をやっていないところに来るわけですが、お聞きしますと、非常に大きな残りがあるようでありますので、今後、精力的に国・県に要求し、また、少しずつでも年次的に単独費ぐらい充ててやっていくというような気構えはないでしょうか。これは町長

お願いいたします。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 基本的には、今、鳥獣被害というのは非常に深刻な問題になっています。

そして、新たに設置することと同時に、既に設置したところの保全といいますか、維持管理がどのようなになっているか、これも非常に大変なことだと思うんですね。そういうのも含めて、総合的に新たに設置するとき単費であるかどうかも含めて、国のほうもやはりいろいろ考えがあると思いますから、そういうのを踏まえながら検討して、今、既に設置したものの維持管理と、新たに設置のことを総合的に考えていきたいというふうに考えております。

○10番（松本義臣君） わかりました。

○議 長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

8番尾方嗣男君。

○8 番（尾方嗣男君） 8番尾方であります。大変済みません、ちょっと扁桃腺を痛めておりまして、申しわけございません。

107ページの6款2項2目の19節椎茸種駒補助金の件でございますけれども、今、低迷している椎茸種駒ありがたいことであるんですけれども、上限は仕切りはどれぐらいなのか、上の上限はどれぐらいまでなのか、その幅と今年度の予算でありますけれども、前倒しでいくのか、それとも25年度新たに行くのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長（高田修治君） 700万の部分ですね。

○8 番（尾方嗣男君） そうです。

○議 長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） お答えいたします。

まず、補助金の範囲でございます。

ご案内のとおり、玖珠町の椎茸は、昨年の干し椎茸品評会、全国の品評会ですが、町内の方が農林水産大臣賞を受賞するというような形で、過去にもいろんな賞を受賞しております。

県のほうにつきましては、全国でもトップという形で、椎茸については県の重要品目であると思っておりますし、町についても、その一角を担っているというふうに考えております。

そういう意味で、昨年までは、今年もなんですが、まず、基盤整備を行うという形で、散水施設の補助事業に取り組んでおります。そういう形の中で、今回、椎茸の単価が下がってきたという形で助成していこうというふうに今考えているところでございます。

町内数多くの生産者がございます。現時点で、幾らから幾らという形は今模索しているというような形で、生産者に一番いい形で配布ができるような形をとっていこうというふうに考えております。

幅についても、できるだけ有効な配布の仕方といいますか、助成の仕方を今考えているところでございますので、生産者の方に十分意見を聞きながら進めていこうというふうに思っております。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

11番宿利俊行君。

○11番（宿利俊行君） 11番宿利です。

47ページの2款総務費の中の3節の職員手当の中の児童手当の1,500万が対象児は何人ぐらいいらっしゃるのか。それと7節の賃金の中で産休代替というのが上がっておりますが、これは何人というのが該当しておるのか、いずれにしても特別委員会でまた詳しくはお聞きしたいと思っておりますけれども、わかれば、この場で。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） ただいま手元にデータがございません。後ほどまた具体的な数値は申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田修治君） 予算特別委員会でいいですか。

○11番（宿利俊行君） いいです。

○議長（高田修治君） ほかにいいですか。

それでは、一括してもう一度、入をあわせて特別聞き損ねたというところがあればお聞きします。

1番廣澤俊幸君。

○1番（廣澤俊幸君） 15ページです。全体でいいですね。

15ページの法人税が600万減っているんですけども、これ私聞き漏らしたかもしれませんけれども、この減った理由をちょっとお伺いしておきたいと思うのです。

○議長（高田修治君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足浩一君） お答えしたいと思います。

法人税につきましては、前年度予算に比べますと640万程度減額になっております。これにつきましては、法人税に均等割と所得割がございまして、景気の影響を受けまして、所得割に対する課税分が減額というのが主な原因であります。

以上であります。

○議長（高田修治君） いいですね。

ほかにありませんか。

2番大谷徹子さん。

○2番（大谷徹子君） 157ページの10款の9目でお聞きしたいんですが、久留島研究所のことですが、報酬423万6,000円となっておりますが、これはお一人のことでしょうか。

それと、あそこの事務所があいている時間が8時半から17時ということで出ていましたが、その雇用形態とか、お一人なのか、費用の内容がちょっとよくわからないので、いらっしゃる日も多いので、どういうふうになっているのかと、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 河島社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） この手当につきましては所長の報酬であります。それから、あと顧問の3名の方をお願いしていますので、その人の分も含みます。所長

の勤務につきましては25年度から週3日です。

○議長（高田修治君） それでは、次に行きます。

以上で、一般会計予算の質疑を終わります。

日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 先ほどのインフルエンザの件でお答えします。

インフルエンザ総数は、先ほど申し上げましたようにわかりません。定点の総数で西部保健所がわかればと思ったんですけども、それがちょっとできませんので、大分県下の定点がありまして、それはどういうことかという、週単位でインフルエンザがどのように蔓延しているかという状態をサーベイランスでお知らせするという定点なんです。玖珠町の場合は、長内科医院が1つの定点になっております。今回、今年のインフルエンザに関しましては、1月末から2月に関して、少し西部も上がってまいりましたけれども、総なめで昨年よりも少し低下しております。

全体としては、今はうちの西部圏域は、他の圏域と比べて激減の状況にあります。総数がわかりませんのでお答えできませんが、蔓延の状況を見ながら、うちのほうでは防災無線、それから、学校に消毒液等を緊急に配備いたしました。うがい、手洗い、マスクの着用を徹底しようということで一応取り組んでまいりました。今後とも事前に秋口からそういう対策に取り組んでまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 帆足総務課長。

○総務課長（帆足博充君） 先ほどの宿利議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

児童手当でございますが、平成25年度2月実績といたしまして、受給者63名、対象の児童につきましては107名となっております。また、産休代替、賃金として497万3,000円計上しておりますが、予定されている産休者3名に対する臨時賃金ということで計上いたしましたところでございます。

以上です。

○議長（高田修治君） それでは、議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号、平成25年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第29号の質疑を終わります。

次に、議案第30号、平成25年度玖珠町簡易水道特別会計予算について、別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号、平成25年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について、別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号、平成25年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について、別冊となっています。
一括して質疑を行いたいと思います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号、平成25年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について、別冊となっております。

一括して質疑を行いたいと思います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号、平成25年度玖珠町水道事業会計予算について、別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集に戻ります。

190ページ、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案並びに諮問の質疑を終結いたします。

日程第２ 予算特別委員会の設置について

○議長（高田修治君） 日程第２、予算特別委員会の設置について議題といたします。

お諮りします。

議案第28号から議案第34号までの平成25年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります7議案について、審査の付託をするため、15名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、15名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ここで、委員会構成のため暫時休憩いたします。

議員の皆さんは議員控室にお集まりください。執行部の皆さんはこのまましばらくお待ちください。

午前10時46分 休憩

△

午前10時59分 再開

○議長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

予算特別委員会委員の選任を行います。

予算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名することになっております。

これから予算特別委員会委員を指名いたします。

1 番 廣澤俊幸君	2 番 大谷徹子さん	3 番 宿利忠明君	4 番 石井龍文君
5 番 中川英則君	6 番 菅原 一君	7 番 河野博文君	8 番 尾方嗣男君
9 番 秦 時雄君	10 番 松本義臣君	11 番 宿利俊行君	12 番 清藤一憲君
13 番 藤本勝美君	14 番 片山博雅君	15 番 繁田弘司君	

の15名を指名いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました15名を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条の規定により、委員会において委員の互選となっております。

委員の方々は正副委員長の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（高田修治君） 再開します。

ただいま設置されました予算特別委員会委員長に12番清藤一憲君、副委員長に6番菅原一君が選任されました。

日程第3 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

（議案第2号から議案第20号、議案第28号から議案第34号、陳情3件）

○議長（高田修治君） 日程第3、これより上程議案並びに請願・陳情の委員会付託を行います。

お諮りします。

会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、議案第2号から議案第20号までの19議案については、それぞれの常任委員会に、議案第28号から議案第34号までの7議案につきましては、予算特別委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第20号までの19議案については、それぞれの常任委員会に、議案第28号から議案第34号までの7議案については、予算特別委員会に、審査の付託をすることに決定しました。

次に、陳情3件につきましては、会議規則第92条並びに第95条の規定により、あらかじめお手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、陳情3件につきましては、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日5日から13日までの9日間は、予算特別委員会、各常任委員会及び議案考察のため休会としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、明日5日から13日までの9日間は、予算特別委員会、各常任委員会及び議案考察のため休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会します。

ご協力ありがとうございました。

午前11時02分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年3月4日

玖珠町議会議長 高田修治

署名議員 宿利忠明

署名議員 片山博雅